

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成28年度、平成29年度及び令和元年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年3月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

- 1 特定の事件（平成28年度）  
補助金に係る財務に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体  
補助金の予算額が原則として300万円以上の関係各課
- 3 措置に係る通知日  
市長から通知があった日 令和3年3月18日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="252 674 759 768">【休日急患歯科診療所運営費補助金】 （補助対象外経費（研修費））</p> <p data-bbox="240 786 836 1055">歯科医師会の決算書と所管課に提出した 収支計算書に齟齬がある。収益事業等会計 に含まれる事業に対して補助金を交付する 結果となっており、補助金の目的外使用で ある。</p> <p data-bbox="587 1072 836 1111" style="text-align: right;">（報告書 24頁）</p>	<p data-bbox="874 674 1382 768">【休日急患歯科診療所運営費補助金】 （補助対象外経費（研修費））</p> <p data-bbox="863 786 1447 1111">平成23年度から平成27年度までに 交付していた補助金のうち、研修費につ いて改めて確認し、補助対象である公益 的的事业に当たらない事業分494千円に ついて返還を求め、令和2年5月28日 に納入された。</p> <p data-bbox="863 1128 1447 1279">なお、平成28年度以降の研修費につ いては、公益的的事业に必要な研修費のみ 補助している。</p>

1 特定の事件（平成29年度）

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務について

2 監査対象部局及び団体

相模原市の外郭団体（12団体）及び関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和3年3月18日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】</p> <p>銀河開設時の備品等の会計処理</p> <p>「銀河」開設時に取得した備品等の一部については、会計上本来固定資産計上すべきであったが、建設仮勘定から本勘定への振替時に会計処理を誤り、平成27年度の収支決算書上で「その他の特別損失」に計上されている。「その他特別損失」に計上された10,884千円のうち、計1,688千円が固定資産に計上すべきものであった。また、地中内埋設物処理工事1,200千円については平成26年度の費用に計上すべきであったと考えられる。これらの会計処理については、金額的重要性、質的重要性の観点から決算書の修正の要否を検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（報告書 134～136頁）</p>	<p>【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】</p> <p>銀河開設時の備品等の会計処理</p> <p>指摘のあった平成27年度の収支報告書上の記載については、適切でなかったため、本事業団の会計顧問と修正の要否について検討を行った結果、「その他特別損失」に計上された1,688千円の備品については、当該固定資産の耐用年数が4～6年と短く、すでに耐用年数が経過していることから修正を行わないものとし、地中内埋設物処理工事の1,200千円については、平成26年度及び平成27年度の決算理事会において承認を受けたものであることから、平成26年度への計上変更は行わないものとの結論に至った。</p> <p>なお、会計処理の適正化に向けて、法人の経理担当者に社会福祉法人会計研修を受講させるなどの教育の充実や法人内部において会計処理のダブルチェック体制を構築するなど、対応を図った。</p>

- 1 特定の事件（令和元年度）  
委託に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体  
平成30年度に委託事業を実施している関係各課
- 3 措置に係る通知日  
市長から通知があった日 令和3年3月18日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="240 674 821 763">【相模原市南保健福祉センター警備業務委託】</p> <p data-bbox="240 786 821 1570">           予定価格の積算(直接人件費)について            予定価格の積算では、直接人件費を35,884千円、見込時間を35,727時間としている。この場合、時給は1,004円と計算され、市は、平成30年度の労働報酬下限額の1,000円は超えていると判断している。しかしながら、見込時間の35,727時間のうち時間外労働等割増賃金の対象となる時間が17,551時間あり、仮に時間割増賃金である1.25倍を時間として考慮すると見込時間は40,114時間となり、労働報酬下限額の1,000円を下回る結果になる。         </p> <p data-bbox="240 1592 821 1794">           予定価格及び最低制限価格の算定において見込時間を使用するにあたっては、時間外労働や休日労働等に係る割増賃金を適正に反映させる必要がある。         </p> <p data-bbox="480 1816 821 1850">(報告書 94～95頁)</p>	<p data-bbox="847 674 1431 763">【相模原市南保健福祉センター警備業務委託】</p> <p data-bbox="847 786 1431 1391">           予定価格の積算(直接人件費)について            平成30年度予定価格の積算では、時間外労働や休日労働等に係る割増賃金を反映させると、労働報酬下限額の1,000円を下回っていたが、実績は、警備業者である雇い主と従業員間での労働報酬下限額を下回らないように勤務形態・勤務時間に関する契約を結び、労働報酬の支払があった。詳細については、労働状況台帳を契約課へ提出し、労働報酬額が労働報酬下限額を超えていることを確認した。         </p> <p data-bbox="847 1413 1431 1794">           令和2年9月に行った入札事務においては、複数の業者より参考見積を徴し、予定価格の積算については、人件費が時間外労働や深夜労働の割増賃金を加味した金額であり、労働報酬下限額を超えていることを確認し、適正な算定を行った。         </p> <p data-bbox="847 1816 1431 2018">           また、予定価格の積算の際は、相模原市公契約条例に基づき複数の職員によりチェックを徹底し、適正に事務を執行した。         </p>